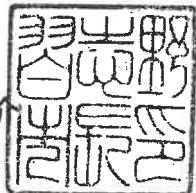


情政第35号  
平成30年11月5日

習志野市個人情報保護審議会  
会長 三幣 芳夫 様

習志野市長 宮本 泰介



習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく諮問について

習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集について、別紙のとおり諮問いたします。



## 【 諒問事案】

### 本人以外からの個人情報の収集について

所 管 課 名	各所管課共通事務
個人情報取扱事務の名称	防犯カメラ等設置運用事務
個人情報取扱事務の目的	秩序の維持及び犯罪予防等のため
個人情報の対象者の範囲	不特定多数の人物
本人以外から収集する個人情報の内容	顔写真、身体特性
諒問内容	市が設置又は管理する防犯カメラ等は、秩序維持及び犯罪予防等を目的に設置するため、その事務の性質上本人以外から個人情報を収集する必要がある。本来、防犯カメラを設置する都度、習志野市個人情報保護審議会に諮問をすべきであるが、防犯意識が高まる昨今では、設置台数は増え続けることが見込まれるため、防犯カメラ等による個人情報の収集について、類型化することを諮問するものである。
その他の	類型化された際の「個人情報保護事務の手引」の掲載については、別紙「2 習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく本人以外からの収集に関する事案」のとおり予定している。

## 類型案（防犯カメラ等による個人情報の収集について）

### 2 習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく本人以外からの収集に関する事案

番号	類型	収集する理由又は必要性
8	防犯カメラ等（市が設置又は管理する防犯カメラ、監視カメラをいう。）を設置、運用するに当たり、防犯カメラ等により撮影された画像に含まれる個人情報を収集する場合	<p>防犯カメラ等により撮影された画像に含まれる個人情報は、その性質上本人の同意を得て収集することができない。</p> <p>なお、個人情報の収集は以下の要件を満たす場合に限る。</p> <p>① 防犯カメラ等の設置場所及び撮影範囲は目的達成のために必要最小限とすること。また、防犯カメラ等の設置場所又は当該施設に防犯カメラ等による撮影が行われていることを認識できるような措置を講じること。</p> <p>② 防犯カメラ等の運用について明記した基準等を策定すること。</p> <p>③ 画像の保存期間は設置目的を達成するために必要最小限とし、保存期間を経過した画像は確実に消去すること。</p>